

2022年2月18日

各位

会社名 株式会社モバイルファクトリー
代表者名 代表取締役 宮脇 裕二
(コード: 3912 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 佐藤 舞子
(TEL. 050-1743-6211)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更並びに 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の第21期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議いたしました。また、同定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行、及び会社法改正等に伴う定款一部変更、並びに監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的としております。

(2) 移行の時期

2022年3月24日開催予定の当社第21期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - i. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ii. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - iii. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - iv. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

③ 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙1のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年3月24日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事について

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

| 新任・重任 | 氏名 | 現役職 |
|-------|----------------------|-------|
| 重任 | みやじま ゆうじ 宮 寛 裕二 | 代表取締役 |
| 重任 | なるきわ りえ 成 沢 理恵 | 社外取締役 |
| 重任 | やまぐち しゅう 山 口 周 | 社外取締役 |

(2) 監査等委員である取締役候補者

| 新任・重任 | 氏名 | 現役職 |
|-------|-----------------------|------------|
| 新任 | しおざわ ぎすけ 塩 澤 義介 | 社外監査役(常勤) |
| 新任 | いとう えいすけ 伊 藤 英佑 | 社外監査役(非常勤) |
| 新任 | なめかた かずまさ 行 方 一正 | 社外監査役(非常勤) |

(3) 定時株主総会での承認後の役員体制

上記の役員人事を承認いただいた場合の定時株主総会後の役員体制は、別紙2のとおりであります。

以 上

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. <条文省略></p> <p>10. ブロックチェーンに関するシステム、プラットフォーム、アプリケーション並びにそれらを利用した商品、サービスの研究、調査、企画、設計、開発、運営、管理、販売、提供<u>及びコンサルティング</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>11. 分散型アプリケーションの企画、設計、開発、運営、<u>管理及び提供</u></p> <p>12. <条文省略></p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 <条文省略></p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. <現行どおり></p> <p>10. ブロックチェーンに関するシステム、プラットフォーム、アプリケーション並びにそれらを利用した商品、サービスの研究、調査、企画、設計、開発、運営、管理、販売、提供<u>およびコンサルティング</u></p> <p>11. <u>ブロックチェーン技術等を利用した商品等の取得、管理、売買および使用・実施の許諾並びにこれらの斡旋および仲介</u></p> <p>12. 分散型アプリケーションの企画、設計、開発、運営、<u>管理および提供</u></p> <p>13. <現行どおり></p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 <現行どおり></p> |
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> |
| <p>第6条～第11条 <条文省略></p> | <p>第6条～第11条 <現行どおり></p> |
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> |
| <p>第12条～第14条 <条文省略></p> | <p>第12条～第14条 <現行どおり></p> |
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書</p> | <p style="text-align: center;"><削除></p> |

類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

<新設>

第16条～第18条 <条文省略>

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は7名以内とする。

<新設>

(選任方法)

第20条 <新設>

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. <条文省略>

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新設>

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条～第18条 <現行どおり>

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. <現行どおり>

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締

<新設>

第22条 <条文省略>

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条～第25条 <条文省略>

(代表取締役)

- 第26条 取締役会の決議をもって代表取締役を選定する。
2. <条文省略>

(役付取締役)

- 第27条 取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会議事録)

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。

第29条 <条文省略>

(報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条 <現行どおり>

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条～第25条 <現行どおり>

(代表取締役)

- 第26条 取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. <現行どおり>

(役付取締役)

- 第27条 取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会議事録)

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。

第29条 <現行どおり>

(報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条 <条文省略>

<新設>

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第32条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

<新設>

(常勤の監査役)

第37条 監査役会の決議をもって常勤の監査役を選定する。

第31条 <現行どおり>

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第32条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

<削除>

<削除>

<削除>

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(常勤の監査等委員)

第35条 監査等委員会の決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の実任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

第42条～第43条 <条文省略>

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第45条 <条文省略>

第7章 計算

第46条～第49条 <条文省略>

<新設>

(監査等委員会議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

<削除>

<削除>

第6章 会計監査人

第38条～第39条 <現行どおり>

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第41条 <現行どおり>

第7章 計算

第42条～第45条 <現行どおり>

附 則

<新設>

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

<新設>

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

定時株主総会での承認後の役員体制は、次のとおりであります。

| 氏名 | 役職 | 担当 |
|---------------------|-------------------------|---|
| みやじま ゆうじ 宮 薦 裕二 | 代表取締役 | 経営全般 |
| なるさわ りえ 成 沢 理恵 | 社外取締役 | 非常勤取締役 |
| やまぐち しゅう 山 口 周 | 社外取締役 | 非常勤取締役 |
| しおざわ ぎすけ 塩 澤 義介 | 社外取締役 | 常勤取締役（監査等委員） 株式会社ジーワンダッシュ監査役（※） 株式会社ビットファクトリー監査役（※） |
| いとう えいすけ 伊 藤 英佑 | 社外取締役 | 非常勤取締役（監査等委員） |
| なめかた かずまさ 行 方 一正 | 社外取締役 | 非常勤取締役（監査等委員） |
| さとう まいこ 佐 藤 舞子 | 常務執行役員 【事業管掌】 【管理管掌】 | モバイルゲーム事業 コンテンツ事業 情報技術部 計数管理部 ヒューマンリレーションズ部 |
| しおかわ よしあき 塩 川 仁章 | 常務執行役員 【事業管掌】 | ブロックチェーン事業 株式会社ビットファクトリー代表取締役（※） |
| おおさき ゆきや 大 崎 有季也 | 執行役員 【事業管掌】 | モバイルゲーム事業 コンテンツ事業 株式会社ジーワンダッシュ代表取締役（※） |

（※）株式会社ジーワンダッシュ及び株式会社ビットファクトリーは、当社の100%子会社であります。

以 上